

戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）
「AI（人工知能）ホスピタルによる高度診断・治療システム」

事業マネジメント会議運営規程

SIP AI（人工知能）ホスピタルによる高度診断・治療システム
プログラムディレクター 中村祐輔
平成30年10月19日
平成31年1月17日一部改正

（目的）

第1条 本規程は、戦略的イノベーション創造プログラム（以下「SIP」という。）AI（人工知能）ホスピタルによる高度診断・治療システム（以下「AIホスピタル」という。）（中村祐輔プログラムディレクター（以下「PD」という。））の進捗管理を目的として実施する「AIホスピタル事業マネジメント会議」（以下「会議」という。）の運営について必要な事項について定めるものである。

（設置）

第2条 AIホスピタルのPDの指示に基づき管理法人である国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所（以下「管理法人」という。）に会議及び会議事務局を設置する。

（所掌）

第3条 会議はAIホスピタルの円滑な進捗、参加各研究機関の連携を目的に、次号に示す事項について、PD及びサブプログラムディレクター（以下「サブPD」という。）並びに各研究責任者との協議、調整及び情報共有の為に実施する。

- （1）研究開発計画及び予算調整に関すること
- （2）研究開発計画に基づく運営、進捗管理等の支援に関すること
- （3）自己評価に関すること
- （4）出口戦略に関すること
- （5）その他、研究実施にあたって必要な事項

（組織および構成員）

第4条 会議の構成員は以下の通りとする。

- （1）PD及びサブPD
- （2）各研究責任者及び研究関係者
- （3）その他、PDが必要と認めた者

2 前項に定める構成員が欠席する場合は、事前にPDの承認の下代理出席を認める。

- 3 構成員の任期は AI ホスピタルの実施期間とする。また、構成員の交代、変更等は PD の承認を必要とする。
- 4 会議にはオブザーバーを置き、オブザーバーは以下のとおりとする
 - (1) 内閣府 政策統括官（科学技術・イノベーション担当）
 - (2) 厚生労働省 大臣官房厚生科学課
 - (3) その他、PD が必要と認めた者
- 5 オブザーバーは会議に出席し、必要な事項を発言することができる。

（議長）

第 5 条 会議の議長は PD とする。

- 2 議長は会務を総理する。
- 3 議長に事故のある時は、サブ PD がその職務を代理する。

（議事）

第 6 条 会議は議長が招集する。

- 2 議長は意見聴取等の必要があるときは、構成員以外の者を出席させることができる。

（公開）

第 7 条 会議は研究開発に係る非公開の知見・知識、着想（アイデア）、技術等を協議の対象とすることに鑑み、非公開とする。

（議事録）

第 8 条 会議の記録は原則非公開とする。ただし、AI ホスピタルが総合科学技術・イノベーション会議に設置されるガバニングボード等より評価を受ける場合等、議長が必要と認めたときは、会議の記録のその全部又は、一部を適切な方法により外部へ提供することができる。

（構成員の秘密保持義務）

- 第 9 条 会議出席者（以下「関係者」という。）は、会議の検討事項に職務上の秘密に属する事項が含まれる場合にはその旨を明示し、他の会議出席者は、秘密の保持に努めなければならない。
- 2 関係者は会議の内容、その他 AI ホスピタルに関し、口頭・文書を問わず、その職務遂行上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。なお、関係者が辞任その他の事由により AI ホスピタルへの関与がなくなった後も同様とする。
 - 3 前項の規定において、会議の出席者その研究開発プロジェクト内の AI ホスピタルの遂行に関わる者との間で、厳格な情報管理の下に、その職務遂行のため、知り得た秘密を共有することを妨げるものではない。

(庶務)

第 10 条 会議の庶務は、管理法人において処理する。

(雑則)

第 11 条 この規程に定めるもののほか、議事の手続き、その他会議の運営に関し必要な事項は、議長が別途定める。

附則

この規程は、平成 30 年 10 月 19 日から施行する。

附則（平成 31 年 1 月 17 日）

この規程は、平成 31 年 1 月 17 日から施行する。